

○奥羽大学 IR 推進委員会規程

(平成30年4月1日)  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、奥羽大学（以下「本学」という。）における Institutional Research（以下「IR」という。）を実施するための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、IR とは、本学の教育研究等に関する情報を収集、分析し、大学の意思決定や改善活動を支援するための調査研究を行うことをいう。

(組織)

第3条 本学に IR 推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が推薦する教員 2名
- (2) 事務局長が推薦する職員 1名
- (3) 委員会が必要と認めた教職員 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員会に委員長を置き、互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(業務)

第5条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) IR の推進に係る企画及び立案
- (2) IR 情報の収集分析及び分析結果の提供
- (3) その他、IR の推進に関すること

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。